

## 議案第 3 2 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

## 四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例（令和元年四万十町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「

|                |             |         |
|----------------|-------------|---------|
| 社会教育委員         | 日額          | 7,000円  |
| 学校医・学校歯科医（嘱託医） | 1校につき年額     | 47,500円 |
|                | 児童生徒1人につき年額 | 280円    |
| 学校薬剤師（嘱託薬剤師）   | 薬剤師につき年額    | 24,000円 |
| 附属機関の委員等       | 日額          | 5,000円  |

」を「

|                         |              |          |
|-------------------------|--------------|----------|
| 社会教育委員                  | 日額           | 7,000円   |
| スポーツ推進委員                | 日額           | 7,000円   |
| 産業医                     | 時間額          | 12,000円  |
| 特別養護老人ホーム窪川荘医<br>（嘱託医）  | 月額           | 245,000円 |
| 特別養護老人ホーム四万十荘医<br>（嘱託医） | 月額           | 180,000円 |
| 学校医・学校歯科医（嘱託医）          | 1校／医師1人につき年額 | 47,500円  |
|                         | 児童生徒1人につき年額  | 280円     |
| 学校薬剤師（嘱託薬剤師）            | 薬剤師につき年額     | 24,000円  |
| 認定こども園医・認定こども園          | 1園につき年額      | 47,500円  |

|                  |             |         |
|------------------|-------------|---------|
| 歯科医（嘱託医）         | 児童 1 人につき年額 | 280円    |
| 認定こども園薬剤師（嘱託薬剤師） | 1 園につき年額    | 24,000円 |
| 保育所医・保育所歯科医（嘱託医） | 1 所につき年額    | 47,500円 |
|                  | 児童 1 人につき年額 | 280円    |
| 附属機関の委員等         | 日額          | 5,000円  |

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。